

## 建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議開催要綱

### 1 趣旨・目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成17年に施行された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）等に基づく措置の徹底を図っているところである。

また、東日本大震災の被災地における石綿の気中濃度のモニタリング結果では、解体工事中に石綿が漏洩する事案があったことから、平成24年5月に「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を公示し、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る留意事項について規定したところである。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

このため、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議を数次にわたり開催し、建築物の解体等におけるばく露防止対策に関する技術的な検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

なお、現在、環境省において大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部改正に伴う一般大気環境の汚染防止の充実に係る議論もなされているところであり、これら議論も踏まえつつ検討を行う。

### 2 検討事項

- (1) 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策において充実すべき点の技術的検討
- (2) その他

### 3 構成等

- (1) 本会議は、厚生労働省労働基準局長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本会議に座長を置き、座長は議事を整理する。座長は、厚生労働省労働基準局長が、名簿に記載されている者のうちから指名する。
- (3) 参集者に事故あるときは、代理の者に出席をさせることができる。
- (4) 座長に事故あるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。
- (5) 本会議は、必要に応じて、建築物の解体等の作業を行う事業者等関係者からのヒアリングを行うことができる。
- (6) 本会議は、原則として公開とするが、検討に当たり、企業の生産ノウハウ等に係るヒアリング等を行う場合には、必要に応じて非公開とすることができる。
- (7) 本会議の参集者等は、本会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、会議終了後も同様とする。

### 4 その他

本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。

別紙

参集者

	出野 政雄	公益社団法人全国解体工事業団体連合会 専務理事・事務局長
◎	神山 宣彦	東洋大学大学院 客員教授
	小島 政章	一般社団法人日本建設業連合会
	島田 啓三	建設廃棄物協同組合 理事長
	内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授
	名古屋俊士	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
	森永 謙二	独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部 顧問医師

◎座長

(敬称略)